平成２６年（フ）第３３号
兵庫県姫路市大津区勘兵衛町３丁目１番地１、従前の住所兵庫県姫路市勝原区宮田29番地11
債務者　柏木　浩二
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８９号
兵庫県姫路市白浜町甲2180番地４
債務者　米澤　淳史
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０８号
兵庫県加古川市平岡町新在家1372番地の３長谷川マンション202号、従前の住所三重県四日市市楠町北一色228番地１
債務者　川原　幸夫
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８２号
奈良市藤ノ木台１丁目１番83号
債務者　佐野　州洋
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８７号
奈良市七条１丁目８番28―１号
債務者　土橋　豪雄
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
奈良市大安寺７丁目６番16―201号
債務者　大向　栄二
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０３号
奈良県大和郡山市南郡山町338番地１　プレステ五番館307号
債務者　吉村　恵美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０５号
奈良市南京終町７丁目488番地の１　サニーコートＡ―202号
債務者　松本　良子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
奈良県橿原市木原町137番地　アダージョＮ棟103
債務者　芝田　恵美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
奈良県橿原市膳夫町467番地の１
債務者　永田　和之
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
広島県廿日市市桜尾１丁目７番５―902号
債務者　川本麻佐子（旧姓菊川）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０号
山口県下関市秋根西町１丁目９番23―501号ニューライフビル
債務者　三浦恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
愛媛県西条市大町623番地１　メゾン弁財天202号、前住所愛媛県西条市氷見丙990番地１シティファイブ101号
債務者　宗野喜代志
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３６号
愛媛県新居浜市七宝台町乙65番地の95、前住所愛媛県今治市郷桜井３丁目２番41号
債務者　奥山　正男
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３７号
愛媛県新居浜市七宝台町乙65番地の95、前住所愛媛県今治市郷桜井３丁目２番41号
債務者　奥山千津子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３８号
愛媛県新居浜市七宝台町乙65番地の95、前住所愛媛県今治市郷桜井３丁目２番41号
債務者　安藤　勝江
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１７号
福岡県田川市大字伊田1125番地９
債務者　植木　剛矢
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所田川支部